

かほく市基幹系業務システム標準化対応業務プロポーザル実施要領

1. 実施の目的

令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」及び令和 3 年 5 月 20 日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、標準化対象の 20 事務を管理する業務システムを、国が策定する標準仕様に準拠したシステム(以下「標準準拠システム」という。)に移行することが義務付けられた。

かほく市(以下、本市という。)においては、現行システム保守ベンダの要員リソース不足により、特定移行支援システムとして現行システムの利用を継続しており、令和 9 年度末までの標準準拠システムへの移行を目指している。

本プロポーザルは令和 9 年度末までに標準準拠システム、および一部関連システムの移行を確実に遂行できる最適な事業者を選定することを目的に行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

かほく市基幹系業務システム標準化対応業務委託

(2) 業務内容

「かほく市基幹系業務システム標準化対応業務調達仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務期間

契約締結日(令和 8 年度)から令和 10 年 3 月 31 日まで

3. スケジュール

イベント	日時
プロポーザル公示	令和 7 年 9 月 1 日(月)
質問書提出期限	令和 7 年 9 月 5 日(金)午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 9 月 10 日(水)午後 5 時まで
参加申込書提出期限	令和 7 年 9 月 12 日(金)午後 5 時まで
企画提案書等提出期限	令和 7 年 9 月 24 日(水)午後 5 時まで
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和 7 年 9 月 30 日(火)
選定結果通知	令和 7 年 10 月 6 日(月)午後 5 時まで

4. 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本プロポーザル公示日において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくかほく市への入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、資格再認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき者との関係を有するものでないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 次の認証を取得しており、それを証明する書類を提出できること。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること。
 - ② ISO/IEC27001:2013 に基づく ISMS 適合性評価制度により ISMS 認証を取得していること。
- (7) 地方公共団体における基幹系業務システムの導入・運用実績を有すること。

5. 参加申込書

(1) 参加申込に必要な書類（各 1 部）

- ① プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ② 国税（法人税及び消費税）及び事業所が所在する市区町村税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前 1 か月以内に発行されたもの）
- ③ プライバシーマーク認定証の写し
- ④ ISO/IEC27001 認定証（情報セキュリティ）の写し

(2) 参加申込書の提出期限および提出方法

令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時まで（必着）に、必要書類を本プロポーザル事務局に持参または郵送で提出すること。

6. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限および提出方法

令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 5 時まで（必着）に、別添の質問書および回答書（様式 2）に質問事項を記載し、電子メールに添付して本プロポーザル事務局宛に提出すること。

(2) 回答日および回答方法

令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時までにすべての参加事業者連絡先メールアドレス宛に回答を送付する。

7. 企画提案書等

(1) 必要な書類および提出部数

- ① 企画提案資料（任意様式） 8部
- ② 工程表（任意様式） 8部
- ③ システム構成図（任意様式） 8部
- ④ 業務実績調査票（様式3） 8部
- ⑤ 配置予定者調書（様式4-1～3） 各8部
- ⑥ 見積書（様式5、任意様式） 各8部

※上記に加え、①～⑥各1部を電子データ（MS Office または PDF）であわせて提出すること。

(2) 企画提案書等の提出期限および提出方法

令和7年9月24日（水）午後5時まで（必着）に、必要書類を本プロポーザル事務局に持参または郵送で提出すること。郵送の場合は簡易書留等、配達記録が確認可能な配送サービスを利用すること。

(3) 企画提案書の作成要領

- ① レイアウトは A4 横、表紙・目次を除き、30 ページ以内で作成すること。
- ② 企画提案書、工程表、配置予定者調書を 1 セットで製本すること。
製本・印刷形式は任意形式とする。
- ③ 工程表は A3 でも可とする。

(4) 企画提案書に記載すべき事項

企画提案書の作成にあたっては、以下の事項を必ず記載すること。

- ① 提案のコンセプト
- ② 導入作業における優位性
- ③ データ移行の考え方（手法・移行対象範囲）
- ④ 導入作業における職員負荷軽減の提案
- ⑤ 関連システムとの連携
- ⑥ 操作研修
- ⑦ 運用保守における優位性
- ⑧ 運用保守体制
- ⑨ 運用保守内容
- ⑩ 制度改正対応の考え方
- ⑪ その他の提案

8. プレゼンテーションおよびヒアリング

次のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

- (1) プレゼンテーションの開始時間、会場および待機場所は企画提案書提出時、または提出期限当日中に電子メールで通知する。
- (2) プレゼンテーションに参加するのは1社あたり5名以内とし、プレゼンテーションを行うのは、配置予定者調書（様式4）に記載のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー、営業担当者とする。
- (3) 1者あたり30分のプレゼンテーション及び20分程度のヒアリング（質疑応答）を行う。
- (4) プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布や、企画提案書の内容を変更（スライドの追加、アニメーションの追加、スライドの改版など）することは原則認めない。
- (5) プレゼンテーションの会場およびプレゼンテーション資料を投影するための機材は当市が準備する。事業者はプレゼンテーション資料を格納したHDMIケーブルが接続可能なパソコン、およびその他にプレゼンテーションに必要な機材があれば持参すること。

9. 審査結果の通知

(1) 受託候補者の選定

提出された各資料、プレゼンテーションおよびヒアリングの内容を総合的に加味して、1,000点満点で受託候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

プレゼンテーションおよびヒアリング終了後、**令和7年10月6日（月）午後5時まで**に選定結果を参加申込書に記載の事業者連絡先メールアドレス宛てに電子メールで通知する。

10. 選定結果通知後

令和8年度の契約にあたっては、令和9年度の業務終了時までの2か年契約を締結する予定であり、**かほく市財務規則148条**に基づき、契約保証金が必要となる場合があるため、留意すること。

11. 選定の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき

- ① プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき
- ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき
- ③ 他の提案事業者と不正な接触を行ったとき

(2) 企画提案書等が次のいずれかに該当するとき

- ① 提出方法、提出先、提出期限を遵守できないとき
- ② 企画提案書等の作成要領に適合しないとき
- ③ 記載内容に虚偽の記載があるとき

12. その他留意事項

- (1) 各資料は提出後の差し替えおよび再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補者の選定にのみ使用する。
- (5) 本プロポーザルの参加にあたり必要となる費用は、提案事業者が負担する。
- (6) 配置予定者調書（様式4）に記載した配置予定者は、本業務終了まで原則変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合は、当市と協議のうえ、変更の可否を決定する。

13. 本プロポーザル事務局

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地

かほく市役所 総務部 情報推進課 担当：表

TEL：076-283-7112

電子メール：jouhou@city.kahoku.lg.jp